

## 議第九九号

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

(奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部改正)

第一条 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例(昭和三十一年十月奈良県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「百分の百六十」を「百分の百六十五」に改める。

第十条中「第九条第一項」を「前条第一項」に改める。

第十一条中「一般職の職員の給与に関する条例」の下に「(昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号)」を加える。

第二条 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「百分の百六十五」を「百分の百六十二・五」に改める。

### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和四年十二月二十六日から施行する。ただし、第一条の規定(第九条第一項の改正規定を除く。)は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(第九条第一項の改正規定に限る。以下同じ。)による改正後の奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例(以下「改正後の議員報酬額等条例」という。)の規定は、令和四年十二月一日から適用する。(手当の内払)

3 改正後の議員報酬額等条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬額等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

### 理 由

県議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正をしようとするものである。